

# 岐阜県公報

## 目次

公安委員会規則

岐阜県道路交通法施行規則の一部を改正する規則

(交通規制課)

ページ

号外(一) 平成十九年八月二十一日

## 公安委員会規則

岐阜県道路交通法施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年八月二十一日

岐阜県公安委員会

委員長 小川 信也

岐阜県公安委員会規則第十一号

### 岐阜県道路交通法施行規則の一部を改正する規則

岐阜県道路交通法施行規則(昭和三十五年岐阜県公安委員会規則第十三号)の一部を次のように改正する。

第五条の二第四号イ中「第一号」を「第二号」に改め、同号二ハを削り、同号水中「又は岐阜県療育手帳に関する規則(平成十二年岐阜県規則第七十二号)」を「岐阜県療育手帳に関する規則(平成十二年岐阜県規則第七十二号)又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十三号)」に、「又は療育手帳」を「療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳」に、「歩行困難」を「別表第二に掲げる歩行困難」に改め、「かつ、駐車禁止除外指定車として指定されたものであつて」を削り、同号ハ中「かつ、駐車禁止除外指定車として指定されたものであつて」を削り、同号を同条第五号とし、同条第三号中「第一号イ」を「第二号イ」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号を同条第三号とし、同条第一号中「指定方向外進行禁止」を削り、同号口中「郵便物の集配又は電報の配達」を「災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)の規定による災害応急対策」に改め、同号ハ中「第六条」を「第六条の二」に改め、同号ハ中「標章を掲出」の下に「(秘匿捜査に使用中の場合を除く。)」を加え、同号ハハ中「又はこれに準ずる者」を削り、同号ハニを次のように改める。

(ハ) 専ら郵便法(昭和二十二年法律第六十五号)に規定する通常郵便物の集配のために使用中の車両又は電報の配達のために使用中の車両  
 第五条の二第一号トに次のように加える。

(ト) 狂犬病予防法(昭和二十五年法律第二百四十七号)の規定による犬の捕獲のために使用中の車両

(チ) 県、市町村、社会福祉事務所、歯科医師会等が所有している往診歯科診療器材搭載車両又は携帯用往診歯科診療器材搬送車両で往診のために使用する車両  
 (リ) 高齢者、身体障害者等の身体の機能上の制限を受ける者を送迎するために使用し、かつ、乗降のために必要な装置等を備え付けた車両

(ヌ) 医療等の提供を受ける者を搬送するために使用し、かつ、専用の寝台又は担架及び当該担架を固定するための装備を有する車両  
 (ル) 岐阜県交通安全活動推進センターの用に供する車両で当該用務に使用中の車両

(ヲ) 裁判官又は裁判所の発する令状の執行のために使用する車両

(ワ) 労働局の車両で、労働災害等の調査のために使用する車両

第五条の二中第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 道路標識等による交通規制

イ 警衛列自動車

ロ 警護列自動車

第五条の三第一項中「前条第一号ト又は第四号ニ」を「前条第二号ト又は第五号ニ」に改め、「受けよつとする者」の下に「(ホ)ホ又はハにあつては県内居住者に限る。」を加え、「以下」指定申請書」という。」を削り、同条第三項を削り、同条第二項中「前項の指定申請書」を「第一項の申請書」に、「前条第一号ト」を「前条第二号ト」に、「同条第四号ニ」を「同条第五号ニ」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の申請書には、当該申請により交付を受けようとする標章の種別に応じて、それぞれ次の各号に掲げる書面又はその写しを添付しなければならない。

一 前条第二号ト又は第五号ニに掲げる車両に係る標章

イ 当該車両に係る自動車検査証

ロ 当該車両が前条第二号ト又は第五号ニに掲げる車両のいずれかに該当することを疎明する書面

ハ イ又はロに掲げるもののほか、岐阜県警察本部長が必要と認める書類

二 前条第五号ホ又はハに掲げる車両に係る標章

イ 標章の交付を受けようとする者が前条第五号ホ又はハに掲げる者のいずれかに該当することを疎明する書面  
 ロ 標章の交付を受けようとする者のために使用する車両があるときは、当該車両に係る自動車検査証

ハ イ又はロに掲げるもののほか、岐阜県警察本部長が必要と認める書類  
 第五条の三に次の四項を加える。

4 前項の規定により標章の交付を受けた者(以下「標章の交付を受けた者」という)は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

一 現場において警察官等の指示があつた場合は、これに従つこと。  
 二 標章に記載された事項を遵守し、交付を受けた理由以外に使用しないこと。  
 三 標章は、車両の前面ガラスの内側に置き、前方から見やすいように掲出しておくこと。

四 標章を他人に譲渡し、又は貸与しないこと。  
 5 公安委員会は、標章の交付を受けた者が前項各号のいずれかに違反したときは、当該標章の返納を命ずることができる。

6 標章の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、速やかに当該標章(第三号の場合にあつては、亡失した標章)を公安委員会に返納しなければならない。

一 標章の有効期間が経過したとき。  
 二 標章の交付を受けた理由がなくなつたとき。  
 三 標章の再交付を受けた後において亡失した標章を発見し、又は回復したとき。  
 四 公安委員会から標章の返納を命ぜられたとき。

7 標章の有効期間は、三年とする。

第五条の五の見出し中「駐車許可」を「駐車の許可」に改め、同条中第四項を第七項とし、第三項を第六項とし、第二項を第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類又はその写しを添付しなければならない。

一 当該申請に係る車両の自動車検査証

二 当該申請に係る場所及びその周辺の見取図(建物又は施設の名称等が判別できるもので、当該申請に係る場所に印を付したもの)

- 三 前二号に掲げるもののほか、岐阜県警察本部長が必要と認める書類
  - 5 第一項又は第二項の規定による許可には、警察署長は、必要があると認めるときは、道路における危険の防止その他交通の安全と円滑化を図るため必要な条件を付すことができる。
  - 第五條の五第一項を次のように改める。  
法第四十五條第一項の規定による警察署長の許可は、次の各号のいずれにも該当する場合に行つものとする。
    - 一 申請の日時が、次のいずれにも該当するものであること。
    - イ 駐車により交通に危険を生じ、又は交通を著しく阻害する時間帯でないこと。
    - ロ 駐車に係る用務の目的を達成するために必要な時間を超えて駐車するものでないこと。
    - 二 申請の場所が、次のいずれにも該当するものであること。
      - イ 駐車禁止の規制のみが実施されている場所（無余地となる場所及び放置駐車となる場合にあつては、法第四十五條第一項各号に掲げる場所を除く。）であること。
      - ロ 駐車により交通に危険を生じ、又は交通を著しく阻害する場所でないこと。
    - 三 駐車に係る用務が、次のいずれにも該当するものであること。
      - イ 公共交通機関等の当該車両以外の交通手段によつたのでは、その目的を達成することが著しく困難と認められる用務であること。
      - ロ 五分を超えない時間内の貨物の積卸しその他駐車違反とならない方法によることとおよそ不可能と認められる用務であること。
    - ハ 法第七十七條第一項各号に規定する行為を伴つ用務でないこと。
  - 四 駐車可能な場所について、次に掲げる範囲内に路外駐車場、路上駐車場及び駐車が禁止されていない道路の部分のいずれも存在せず、又はこれらの利用がおよそ不可能と認められること。
    - イ 重量又は長大な貨物の積卸しで用務先の直近に駐車する必要がある車両にあつては、当該用務先の直近
    - ロ その他の車両にあつては、当該用務先からおおむね百メートル以内の範囲
- 2 法第四十九條の二第五項の規定による警察署長の許可は、次の各号のいずれにも該当する場合に行つものとする。

一 申請の日時が、駐車に係る用務の目的を達成するために必要な時間を超えて駐車するものでないこと。

二 申請の場所が、当該時間制限駐車区間を利用する他の車両を著しく妨害する場所でないこと。

三 申請の方法が、当該方法で駐車することにより交通に危険を生じ、又は交通を著しく阻害することとならないこと。

四 駐車に係る用務が、次のいずれにも該当するものであること。

- イ 公共交通機関等の当該車両以外の交通手段によつたのでは、その目的を達成することが著しく困難と認められる用務であること。
- ロ 当該時間制限駐車区間において道路標識等により表示された時間以内の駐車その他駐車違反とならない方法によることとおよそ不可能と認められる用務であること。

ハ 法第七十七條第一項各号に規定する行為を伴つ用務でないこと。

五 駐車可能な場所について、次に掲げる範囲内に路外駐車場、路上駐車場及び駐車が禁止されていない道路の部分のいずれも存在せず、又はこれらの利用がおよそ不可能と認められること。

- イ 重量又は長大な貨物の積卸しで用務先の直近に駐車する必要がある車両にあつては、当該用務先の直近
- ロ その他の車両にあつては、当該用務先からおおむね百メートル以内の範囲

九 九條中「別表第二」を「別表第三」に改める。

第十二條第七号中「大型自動車」の下に、「中型自動車」を加える。

別表第二を別表第三とし、別表第一の次に次の一表を加える。

別表第二（第五條の一關係）

手帳名	障 害 名	等 級 等
身体障 害者手 帳	視覚障害	一級から三級までの各級及び四級の
	聴覚障害	二級及び三級
	平衡機能障害	三級
上肢不自由		一級、二級の一及び二級の二

精神障 帳 療育手		戦傷病 者手帳														書保 健福社 手帳								
精神障害者	知的障害者	知的障害児	小腸機能障害	ぼうこう又は直腸の機能障害	呼吸器機能障害	じん臓機能障害	心臓機能障害	体幹不自由	下肢不自由	上肢不自由	平衡機能障害	聴覚障害	視覚障害	機能障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		小腸機能障害	ぼうこう又は直腸の機能障害	呼吸器機能障害	じん臓機能障害	心臓機能障害	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による上肢機能障害	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による移動機能障害	体幹不自由
一級	A、A-及びA-	A、A-及びA-	特別項症から第三項症までの各頂症	特別項症から第三項症までの各頂症	特別項症から第三項症までの各頂症	特別項症から第三項症までの各頂症	特別項症から第三項症までの各頂症	特別項症から第四項症までの各頂症	特別項症から第三項症までの各頂症	特別項症から第三項症までの各頂症	特別項症から第四項症までの各頂症	特別項症から第四項症までの各頂症	特別項症から第四項症までの各頂症	特別項症から第四項症までの各頂症	一級から三級までの各級	一級及び三級	一級及び三級	一級及び三級	一級及び三級	一級及び三級	一級及び二級（一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く。）	一級から二級までの各級	一級から三級までの各級	一級から三級の一までの各級
<p>別記第一号様式の四（裏）（備考以外の部分に限る。）を次のように改める。</p>																								

(裏)

注意事項

- 1 この標章は、公安委員会による通行禁止（一方通行を除く。）・駐車禁止規制が行われている道路の部分以外の場合には使用できません。
- 2 この標章は、表面記載の使用者が表面記載の車両を現使用中の場合以外は使用できません。
- 3 この標章を使用する場合は、前面ガラスの見やすい箇所に掲出してください。
- 4 現場において警察官等の指示があつた場合は、これに従ってください。
- 5 この標章を不正に使用した場合には、返納を命ぜられることがあります。
- 6 次の場合は、この標章（(2)の場合は発見した標章）を速やかに返納してください。
  - (1) 有効期限を経過したとき。
  - (2) 再交付を受けた後において、亡失した標章を発見したとき。
  - (3) 使用する理由がなくなつたとき。

(裏)

注意事項

- 1 この標章は、公安委員会による駐車禁止規制が行われている道路の部分以外の場所では使用できません。
- 2 この標章は、表面記載の使用者が表面記載の車両を現使用中の場合以外は使用できません。
- 3 この標章を使用する場合は、前面ガラスの見やすい箇所に掲出してください。
- 4 現場において警察官等の指示があつた場合は、これに従ってください。
- 5 この標章を不正に使用した場合には、返納を命ぜられることがあります。
- 6 次の場合は、この標章（(2)の場合は発見した標章）を速やかに返納してください。
  - (1) 有効期限を経過したとき。
  - (2) 再交付を受けた後において、亡失した標章を発見したとき。
  - (3) 使用する理由がなくなつたとき。

別記第一号様式の五（裏）（備考以外の部分に限る。）を次のように改める。

別記第一号様式の六及び別記第一号様式の七を次のように改める。

第1号様式の6 (第5条の3関係)

(表)

番号 _____			
<b>駐 車 禁 止 除 外 指 定 車</b> (身体障害者等使用車)			
<b>歩 行 困 難 者 使 用 中</b>			
車両登録番号 _____			
その他、この標章の交付を受けた本人が現に使用中の車両 運転者の連絡先・用務先 別紙のとおり			
有効期限	年	月	日 まで
発行日	年	月	日
岐阜県公安委員会			印

(裏)

<b>注意事項</b>	
1	この標章は、公安委員会による駐車禁止規制が行われている道路の部分以外の場所では使用できません。
2	この標章は、下記使用者が表面記載の車両を現に使用中の場合以外は使用できません。
3	この標章を使用する場合は、連絡先・用務先を記載した紙とともに前面ガラスの見やすい箇所に掲出してください。
4	現場において警察官等の指示があつた場合は、これに従ってください。
5	この標章を不正に使用した場合には、返納を命ぜられることがあります。
6	次の場合は、この標章 ((2)の場合は発見した標章) を速やかに返納してください。
(1)	有効期限を超過したとき。
(2)	再交付を受けた後において、亡失した標章を発見したとき。
(3)	使用する理由がなくなつたとき。
使用者 _____	

- 備考**
- 1 用紙の大きさは縦13センチメートル、横18センチメートルとする。
  - 2 用紙の地の色彩は白色とし、文字の色彩は黒色とする。
  - 3 ただし、特に必要がある場合には、記載内容の視認性を損なわない範囲で白色以外の地色又は地紋入りの用紙を用いることができる。

第1号様式の7 (第5条の3関係)

(表)

番号 _____
<p><b>駐 車 禁 止 除 外 指 定 車</b> (紫外線要保護者使用車)</p> <p><b>歩 行 困 難 者 使 用 中</b></p>
<p>車両登録番号 _____</p> <p>その他、この標章の交付を受けた本人が現に使用中の車両 運転者の連絡先・用務先 別紙のとおり</p>
<p>有効期限 年 月 日 まで</p> <p>除外時間 昼間 (日の出から日没まで)</p> <p>発行日 年 月 日</p>
<p>岐阜県公安委員会 印</p>

(裏)

<p><b>注意事項</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 この標章は、公安委員会による駐車禁止規制が行われている道路の部分以外の場所では使用できません。</li> <li>2 この標章は、下記使用者が表面記載の車両を現に使用中の場合以外は使用できません。</li> <li>3 この標章を使用する場合は、連絡先・用務先を記載した紙とともに前面ガラスの見やすい箇所に掲出してください。</li> <li>4 現場において警察官等の指示があつた場合は、これに従ってください。</li> <li>5 この標章を不正に使用した場合には、返納を命ぜられることがあります。</li> <li>6 次の場合は、この標章 ((2)の場合は発見した標章) を速やかに返納してください。             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 有効期限を超過したとき。</li> <li>(2) 再交付を受けた後において、亡失した標章を発見したとき。</li> <li>(3) 使用する理由がなくなつたとき。</li> </ol> </li> </ol> <p style="text-align: right; margin-top: 20px;">使用者 _____</p>
---

**備考**

- 1 用紙の大きさは縦13センチメートル、横18センチメートルとする。
- 2 用紙の地の色彩は白色とし、文字の色彩は黒色とする。
- 3 ただし、特に必要がある場合には、記載内容の視認性を損なわない範囲で白色以外の地色又は地紋入りの用紙を用いることができる。

附 則

- 1 この規則は、平成十九年八月三十一日から施行する。
- 2 この規則の施行前にこの規則による改正前の岐阜県道路交通法施行規則（以下「旧規則」という。）第五条の二第一号ト並びに同条第四号ニ及びホに規定する標章の交付を受けている者で、この規則による改正後の岐阜県道路交通法施行規則（以下「新規則」という。）第五条の二第二号ト並びに同条第五号ニ及びホの規定に該当しないものは、平成二十二年八月二十九日までの間は、新規則第五条の二第二号ト並びに同条第五号ニ及びホの規定にかかわらず、新規則第五条の三第一項の規定による申請により指定を受けることができる。この場合において、交付する標章の有効期間は、平成二十二年八月二十九日までとする。
- 3 新規則第五条の二第二号ト及び同条第五号ニからへまでのいずれかに該当する者から新規則第五条の三第一項の規定による申請を受けた場合において、当該申請を行った者のために使用している車両に掲出するため現に交付している標章があるときは、公安委員会は、当該標章の返納を受けた上で、同条第三項に規定する標章を交付するものとする。
- 4 この規則の施行の際現に旧規則第五条の三第二項の規定により交付されている標章は、当該標章の有効期間が満了するまでの間は、新規則第五条の三第三項の規定により交付された標章とみなす。
- 5 この規則の施行の際現に旧規則第五条の五第三項の規定により警察署長から交付されている駐車許可証は、当該駐車許可証の有効期間が満了するまでの間は、新規則第五条の五第六項の規定により交付された駐車許可証とみなす。

平成十九年八月二十一日印刷  
平成十九年八月二十一日発行

発行者 岐阜市数田南二丁目一番一 号  
発行所 岐 阜 県 庁

印刷者 岐阜市三輪ふりとびあ十三 一 飯 尾 寛  
印刷所 岐阜市三輪ふりとびあ十三 一 岐 阜 文 芸 社  
定価 一 年 四 八、〇〇〇円（送料共）（消費税二、二八六円を含む。）